

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月16日
【会社名】	パイプドHD株式会社
【英訳名】	PIPEDO HD, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目 9番11号
【電話番号】	03-6744-8039
【事務連絡者氏名】	取締役 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目 9番11号
【電話番号】	03-6744-8039
【事務連絡者氏名】	取締役 大屋 重幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第3回新株予約権) その他の者に対する割当 2,000,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 421,600,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 800,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 168,640,000円 (注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	4,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	2,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき500円（新株予約権の目的である株式1株当たり5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号
払込期日	平成29年6月6日
割当日	平成29年6月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

(注) 1. 第3回新株予約権証券（以下「本第3回新株予約権」という。）の発行については、平成29年5月16日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第3回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第3回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第3回新株予約権の発行は行われないこととなります。

4. 本第3回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	パイプドHD株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株 本第3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,049円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	421,600,000円 (注)当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第3回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年6月1日から平成34年5月31日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号
新株予約権の行使の条件	1. 本第3回新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第3回新株予約権を行使することができず、受託者より本第3回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第3回新株予約権者」という。)のみが本第3回新株予約権を行使できることとする。 2. 受益者は、平成30年2月期乃至平成32年2月期のいずれかの事業年度において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、新株予約権者が交付を受けた本第3回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本第3回新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、有価証券報告書に記載される連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第3回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 (a) 1,400百万円を超過した場合： 新株予約権者が交付を受けた本第3回新株予約権の25%

	<p>(b) 1,700百万円を超過した場合： 新株予約権者が交付を受けた本第3回新株予約権の50%</p> <p>(c) 2,000百万円を超過した場合： 新株予約権者が交付を受けた本第3回新株予約権の100%</p> <p>3. 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 受益者の相続人による本第3回新株予約権の行使は認めない。</p> <p>5. 本第3回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第3回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第3回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第3回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第3回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第3回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第3回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第3回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第3回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第3回新株予約権を行使請求しようとする本第3回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第3回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第3回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第3回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第3回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第3回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第3回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,600個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	800,000円
発行価格	新株予約権1個につき500円(新株予約権の目的である株式1株当たり5円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月6日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号
払込期日	平成29年6月6日
割当日	平成29年6月6日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

(注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「本第4回新株予約権」という。)の発行については、平成29年5月16日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第4回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第4回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第4回新株予約権の発行は行われないこととなります。

4. 本第4回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	パイプドHD株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	160,000株 本第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,049円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	168,640,000円 (注)当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第4回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第4回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第4回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第4回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年6月1日から平成34年5月31日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 パイプドHD株式会社 IR・コンプライアンス統括部 東京都港区赤坂二丁目9番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、平成30年2月期乃至平成32年2月期のいずれかの事業年度において、経常利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、新株予約権者が割当てを受けた本第4回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本第4回新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、有価証券報告書に記載される連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第4回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 (a) 1,400百万円を超過した場合： 新株予約権者が割当てを受けた本第4回新株予約権の25% (b) 1,700百万円を超過した場合： 新株予約権者が割当てを受けた本第4回新株予約権の50% (c) 2,000百万円を超過した場合： 新株予約権者が割当てを受けた本第4回新株予約権の100%

	<p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本第4回新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本第4回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第4回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本第4回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第4回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第4回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第4回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第4回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第4回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第4回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第4回新株予約権を行使請求しようとする本第4回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第4回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第4回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第4回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第4回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第4回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第4回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第4回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
590,240,000円	10,000,000	580,240,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称します。）の発行価額の総額（2,800,000円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（587,440,000円）を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第3回新株予約権	2,000,000円	419,600,000円
第4回新株予約権	800,000円	167,840,000円
合計	2,800,000円	587,440,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」といいます。）における取締役、監査役及び従業員、並びに外部協力者（以下、「役職員等」をいいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。なお、外部協力者としては、契約内容や条件で定めた以上の成果をあげるなどにより、当社グループの業績及び企業価値の向上に大きく貢献した顧問先、業務委託先等を想定しておりますが、その役割と貢献度合い等を公平に評価し、かつ配分いたします。

また、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権のうち本第3回新株予約権については受託者から本第3回新株予約権の交付を受けた当社グループの役職員等、本第4回新株予約権については当社から直接引き受けた当社の常勤取締役3名の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 第3回新株予約権

a. 割当予定先の概要

氏名	服部 宏一
住所	東京都足立区
職業の内容	コンパッソ税理士法人職員 (所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号、 代表者：若林 昭子、事業の概要：税務・会計サポート業務等)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先の所属するコンパッソ税理士法人は、当社の税務顧問（平成29年5月16日付顧問契約締結）であり、割当予定先は当社の税務に関する諸手続きを行い、当社は顧問契約に従い顧問料を支払います。かかる関係を除き、割当予定先と当社との間に取引関係はございません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

(2) 第4回新株予約権

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役 3名（佐谷宣昭、深井雄一郎及び大屋重幸）
住所	(注2)
職業の内容	当社の取締役であります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役のうち、佐谷宣昭は当社普通株式2,801,200株を保有しております。また、深井雄一郎と大屋重幸はそれぞれ当社普通株式10,000株を保有しております。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

2. 第4回新株予約権については、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであるため、割当予定先となる当社取締役の個別の住所の記載は省略させていただいております。

< 信託の内容 >

当社は、当社グループの役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である佐谷宣昭を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、服部宏一を受託者（以下「本受託者」または「服部氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施いたします。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託抛出し、本受託者が本第3回新株予約権の総数を引受けるとともに信託抛出された資金を用いて本第3回新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本第3回新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第3回新株予約権は、信託期間の満了日（平成32年6月1日）において、受益者となる当社グループの役職員等に分配されることとなります。（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。

なお、受託者より本第3回新株予約権の交付を受ける者(以下「受益者」といいます。)は、本第3回新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って指定されます。

具体的には、()まず平成32年2月末日以降同年4月までに開催される当社取締役会において、当社グループ各社の平成30年2月期から平成32年2月期までの期間(以下「人事評価期間」といいます。)における当社グループ各社のかかる目標に対しての貢献の度合いと、平成29年3月に各社が策定した中期経営計画の達成度合いの2つの観点からの評価を中心に、当社グループ各社への配分数を決定します。但し、当社グループ各社の資本政策又は外部環境の急変等特別に配慮すべき事情がある場合には、それらの事情も勘案します。

- ()次に、本第3回新株予約権の当社グループ各社における個々の役職員等への配分決定については、一次的には当社グループ各社に委ねており、当社グループ各社の取締役会等の機関によって、役職員の人事評価期間における人事考課の結果や業績貢献の程度を評価し(外部協力者に関してはその役割と貢献度合い等々を評価し)、個人毎の配分数を決定します。なお、各社における配分は、個々人の職位、職責、業績、資質、姿勢等当社グループ各社がそれぞれ運用する人事考課の評価軸によって(外部協力者に関してはその役割、貢献度合い等に依じて)公平に行います。
- ()このようにして当社グループ各社が決定した役職員等への本新株予約権の配分数はP G報酬委員会に上程され、P G報酬委員会において、当社グループ各社が決定した個人毎の配分数及び決定プロセスの妥当性及び公平性を審議、確認し、必要に応じて適宜調整の上で個人毎の配分数を決定したうえで、当社の取締役会に上程されます。なお、P G報酬委員会とは、当社の社外取締役及び当社グループ各社の代表取締役(当社を除く)を主な構成員とするグループ横断の委員会組織であり、本信託に係る当社グループ各社のインセンティブ配分案の検討に関して、当社取締役会の諮問機関と位置付けられます。
- ()そして、最後に当社取締役会は、P G報酬委員会の諮問を経た個人毎の本新株予約権の配分数に関するP G報酬委員会における議論の検証を行い、最終的に受益者とその交付を受けるべき本新株予約権の個数を決議し、確定します。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社グループに在籍している者のみならず将来採用される役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本第3回新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならなかつたり、発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きが必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本第3回新株予約権を、本信託の趣旨に従って平成30年2月期から平成32年2月期までの期間(3年間)の役職員等の貢献度等に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される役職員等に対しても本第3回新株予約権を分配することが可能となるほか、本第3回新株予約権の交付日まで当社グループに勤務していた役職員等にも本第3回新株予約権を交付することができ、退職者が出た場合にも本新株予約権が失効して無駄になってしまうことがないため交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本第3回新株予約権を将来の貢献度に応じて役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

加えて、本第3回新株予約権には、上記のとおり当社の連結経常利益に関する3段階(14億円、17億円、20億円)の業績目標が定められております。これらの目標は、平成29年3月31日に公表しております「中期経営計画2020」の見通しとして掲げている平成32年2月期の営業利益17億円を見据えつつ、本第3回新株予約権の全てを行使するためにはさらに意欲的な目標である経常利益20億円を達成しなければならないこととすることで、当社の持分法適用会社を含む当社連結グループの全役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的かつ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることを期待するものであります。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

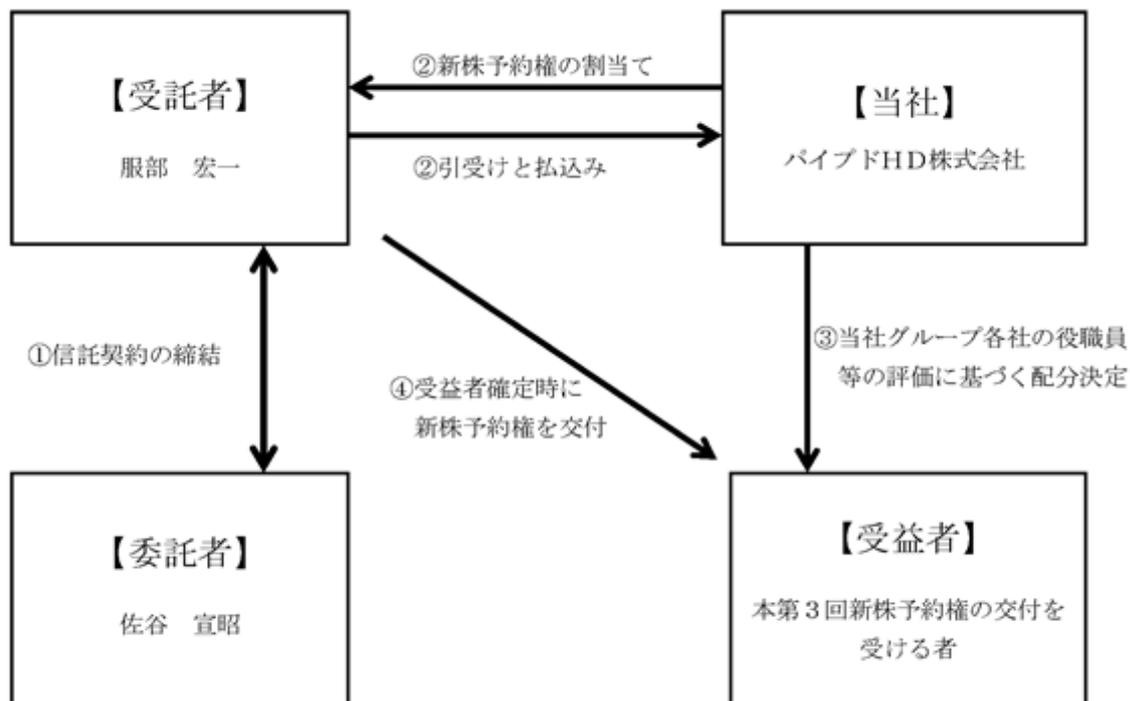
なお、上記のとおり、第4回新株予約権は当社取締役のみを割当対象としておりますが、これは、本インセンティブプランの性質上受益者となりえない委託者に加え、本インセンティブプランにおいて第3回新株予約権の配分を最終的に決定する当社取締役会において強い影響力を有する常勤取締役についても、本インセンティブプランの対象外となることにより本インセンティブプランの公平性を担保することが望ましいと考えたこと、及び、当社の常勤取締役3名に対しては、第4回新株予約権を直接対価を支払って引き受けさせることで、業績及び企業価値に対する強いコミットメントを示すべきと判断したものであります。

このように、当社は本信託を用いた本インセンティブプランと新株予約権を直接取得する従来型の有償新株予約権を併せて実施することにより、当社グループ全体の結束力及び一体感を高め、より一層の意欲及び士気を向上させることを期待しております。

< 本信託の概要 >

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	佐谷 宣昭
受託者	服部 宏一
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	平成29年 6 月 1 日
信託期間満了日 （第 3 回新株予約権の交付日）	平成32年 6 月 1 日
信託の目的	本第 3 回新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社グループの役職員等のうち、本信託契約に基づき、本第 3 回新株予約権の交付日（平成32年 6 月 1 日）時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本第 3 回新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年 6 月 1 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記< 信託の内容 >記載の通りです。

< 本インセンティブプランの概要図 >



本委託者である佐谷宣昭が本受託者である服部氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を抛出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本第3回新株予約権を発行し、受託者である服部氏は、上記で本信託に抛出された金銭を原資として、当社から本第3回新株予約権を引き受けます。そして、本第3回新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本第3回新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、平成30年2月期から平成32年2月期までの期間(3か年)中の当社への貢献度等に応じて、当社グループの役職員等に対して交付すべき本第3回新株予約権の個数を決定します。

本信託の信託期間満了日(交付日)に受益者が確定し、本第3回新株予約権が本受託者から受益者に分配されます。

本第3回新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

c. 割当予定先の選定理由

中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社役職員等の意欲及び士気を向上させることを目的として、本新株予約権のうち本第3回新株予約権については本受託者である服部氏に対して、本第4回新株予約権については当社取締役3名(佐谷宜昭、深井雄一郎及び大屋重幸)に対して有償にて発行されるものであります。

当社が、服部氏を本第3回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、服部氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本第3回新株予約権を管理すること、信託期間満了日に本第3回新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士法人にて税務業務に従事しており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者の所属する税理士法人は当社の税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、服部氏を本第3回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、服部氏を割当先とする本第3回新株予約権400,000株及び当社取締役を割当先とする本第4回新株予約権160,000株であります。

e. 株券等の保有方針

本第3回新株予約権の割当予定先である服部氏は、本信託契約に従い、本第3回新株予約権を、信託期間満了日まで保管し、その後、受益者である当社グループの役職員等へ交付することとなっております。

また、本第4回新株予約権の割当先である当社取締役と当社との間において、本第4回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本第3回新株予約権については、委託者である佐谷宜昭が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成29年6月1日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。また、本第4回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況については、割当予定先となる各取締役に対して口頭により確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

当社は、本第3回新株予約権の割当予定先である服部氏から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても服部氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社ディー・クエスト 東京都千代田区神田駿河台三丁目4番 代表取締役脇山太介）に調査を依頼し、当該調査機関が反社会的勢力関係に関する独自データベースとの照合を行った結果、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がない旨の報告書を入力することにより確認しております。また、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、上記のとおり、本第4回新株予約権の割当予定先は当社の取締役であります。当社は平成28年8月31日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、当社取締役は反社会的勢力と一切の関係はございません。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、本第3回新株予約権については1個当たり500円、本第4回新株予約権については1個当たりの評価結果を500円と算出しております。

<本第3回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価終値の1,049円/株、株価変動性（ボラティリティ）67.58%、配当利回り2.00%、無リスク利率 - 0.108%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,049円/株、満期までの期間4.988年、業績条件）

<本第4回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価終値の1,049円/株、株価変動性（ボラティリティ）67.58%、配当利回り2.00%、無リスク利率 - 0.108%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,049円/株、満期までの期間4.988年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成29年5月15日）の東京証券取引所における普通取引の終値1,049円を参考として、当該終値と同額の1株1,049円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は560,000株（議決権数5,600個）であり、平成29年2月28日現在の当社発行済株式総数8,087,664株（議決権数75,864個）を分母とする希薄化率は6.92%（議決権の総数に対する割合は7.38%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループの役員等との一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数560,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約13,800株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
佐谷 宣昭	東京都港区	2,801,200	36.92%	2,881,200	35.37%
T.G.アセット有限会社	千葉県市川市鬼高2丁目10-10	1,674,000	22.07%	1,674,000	20.55%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	323,000	4.26%	323,000	3.96%
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	80,200	1.06%	80,200	0.98%
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	71,400	0.94%	71,400	0.88%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	71,300	0.94%	71,300	0.88%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	66,100	0.87%	66,100	0.81%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	65,700	0.87%	65,700	0.81%
東山 明弘	千葉県市川市	56,000	0.74%	56,000	0.69%
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8-12	55,000	0.72%	55,000	0.68%
計		5,263,900	69.39%	5,343,900	65.60%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年2月28日現在の所有議決権数を、平成29年2月28日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先である服部氏は、割り当てられた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、上記大株主の状況には表示しておりません。

5. 本スキームの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には表示しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第1期）及び四半期報告書（第2期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年5月16日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成29年5月16日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第1期有価証券報告書の提出日（平成28年5月30日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成28年5月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成28年5月27日開催の当第1回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 80,812,640円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、村松充雄を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、由木竜太を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額50百万円以内とする。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額20百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	41,543	138	20	(注)1	可決 (99.62%)
第2号議案 村松 充雄	41,356	325	20	(注)2	可決 (99.17%)
第3号議案 由木 竜太	41,379	322	-	(注)2	可決 (99.22%)
第4号議案	41,171	510	20	(注)1	可決 (98.72%)
第5号議案	41,323	377	1	(注)1	可決 (99.09%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 当社では当日出席株主の各議案に対する意思を反映させるため、株主総会の議場において電子機器端末を使用した投票システムによる投票を実施しております。

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第1期、提出日平成28年5月30日）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出（平成29年5月16日）日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成28年3月1日～ 平成29年4月30日（注）	6,400	8,087,664	934	500,934	934	500,934

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要について

平成29年3月31日開催の取締役会において決議された第2期連結会計年度（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

第2期連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)の業績の概要
連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	920,001	2,143,951
受取手形及び売掛金	861,057	935,189
たな卸資産	24,840	10,063
繰延税金資産	58,774	60,403
その他	63,341	198,770
貸倒引当金	8,317	7,514
流動資産合計	1,919,698	3,340,864
固定資産		
有形固定資産		
建物	67,040	59,048
減価償却累計額	31,945	34,546
建物(純額)	35,095	24,502
工具、器具及び備品	170,342	207,101
減価償却累計額	116,215	138,082
工具、器具及び備品(純額)	54,126	69,018
リース資産	4,062	4,062
減価償却累計額	402	1,218
リース資産(純額)	3,659	2,843
有形固定資産合計	92,881	96,364
無形固定資産		
のれん	159,688	107,166
商標権	2,409	3,102
ソフトウェア	308,187	202,668
ソフトウェア仮勘定	43,568	140,160
その他	60	60
無形固定資産合計	513,914	453,158
投資その他の資産		
投資有価証券	454,477	936,431
関係会社株式	525,406	27,182
長期貸付金	27,045	4,769
差入保証金	198,390	179,741
破産更生債権等	8,320	8,250
繰延税金資産	5,403	25,941
その他	19,873	60
貸倒引当金	8,320	8,250
投資その他の資産合計	1,230,597	1,174,125
固定資産合計	1,837,393	1,723,648
資産合計	3,757,091	5,064,512

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	930,837	500,841
1年内返済予定の長期借入金	23,656	268,732
買掛金	31,341	7
未払金	398,596	432,879
未払費用	50,555	45,108
未払法人税等	175,571	251,539
未払消費税等	64,052	92,110
リース債務	731	877
賞与引当金	115,397	124,199
その他	82,312	102,611
流動負債合計	1,873,051	1,818,906
固定負債		
長期借入金	47,276	1,153,544
リース債務	3,217	2,193
固定負債合計	50,493	1,155,737
負債合計	1,923,544	2,974,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,934
資本剰余金	403,453	260,286
利益剰余金	1,841,642	2,245,955
自己株式	894,000	894,000
株主資本合計	1,851,095	2,113,176
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,166	28,737
その他の包括利益累計額合計	24,166	28,737
新株予約権	975	901
非支配株主持分	5,642	4,528
純資産合計	1,833,546	2,089,868
負債純資産合計	3,757,091	5,064,512

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	4,006,471	4,802,220
売上原価	1,149,066	1,521,431
売上総利益	2,857,405	3,280,788
販売費及び一般管理費	2,276,575	2,435,243
営業利益	580,830	845,545
営業外収益		
受取利息	2,796	7,551
受取手数料	1,600	1,212
助成金収入	2,404	1,954
保険解約返戻金	-	17,304
その他	-	3,734
営業外収益合計	6,801	31,757
営業外費用		
支払利息	1,500	5,266
持分法による投資損失	25,190	5,211
投資事業組合運用損	-	2,463
営業外費用合計	26,691	12,942
経常利益	560,940	864,359
特別利益		
新株予約権戻入益	31	39
受取保険金	-	16,584
特別利益合計	31	16,623
特別損失		
固定資産除却損	10	10,055
組織再編費用	18,766	-
子会社移転費用	-	6,685
減損損失	35,049	72,102
セキュリティ事故対応費用	-	16,693
その他	-	114
特別損失合計	53,826	105,651
税金等調整前当期純利益	507,144	775,331
法人税、住民税及び事業税	273,569	395,298
法人税等調整額	4,277	22,166
法人税等合計	269,291	373,132
当期純利益	237,853	402,199
非支配株主に帰属する当期純損失()	10,101	2,114
親会社株主に帰属する当期純利益	247,954	404,313

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
当期純利益	237,853	402,199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24,166	4,570
その他の包括利益合計	24,166	4,570
包括利益	213,686	397,628
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	223,788	399,742
非支配株主に係る包括利益	10,101	2,114

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	504,669	394,249	1,730,944	27	2,629,836
当期変動額					
新株の発行	2,267	2,267			4,534
剰余金の配当			137,230		137,230
親会社株主に帰属する 当期純利益			247,954		247,954
株式移転による増加	6,937	6,937			-
自己株式の消却			27	27	-
自己株式の取得				894,000	894,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	4,669	9,204	110,697	893,972	778,741
当期末残高	500,000	403,453	1,841,642	894,000	1,851,095

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	-	-	1,070	7,743	2,638,651
当期変動額					
新株の発行					4,534
剰余金の配当					137,230
親会社株主に帰属する 当期純利益					247,954
株式移転による増加					-
自己株式の消却					-
自己株式の取得					894,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24,166	24,166	95	2,101	26,362
当期変動額合計	24,166	24,166	95	2,101	805,104
当期末残高	24,166	24,166	975	5,642	1,833,546

当連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	403,453	1,841,642	894,000	1,851,095
当期変動額					
新株の発行	934	934			1,868
剰余金の配当		144,101			144,101
親会社株主に帰属する 当期純利益			404,313		404,313
株式移転による増加					
自己株式の消却					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	934	143,167	404,313		262,080
当期末残高	500,934	260,286	2,245,955	894,000	2,113,176

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	24,166	24,166	975	5,642	1,833,546
当期変動額					
新株の発行					1,868
剰余金の配当					144,101
親会社株主に帰属する 当期純利益					404,313
株式移転による増加					
自己株式の消却					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,570	4,570	74	1,114	5,758
当期変動額合計	4,570	4,570	74	1,114	256,321
当期末残高	28,737	28,737	901	4,528	2,089,868

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	507,144	775,331
減価償却費	186,405	191,857
固定資産除却損	10	10,055
減損損失	35,049	72,102
組織再編費用	18,766	-
新株予約権戻入益	31	39
受取保険金	-	16,584
持分法による投資損益(は益)	25,190	5,211
投資事業組合運用損益(は益)	-	2,463
受取利息及び受取配当金	2,796	7,551
支払利息	1,500	5,266
保険解約返戻金	-	17,304
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,193	873
賞与引当金の増減額(は減少)	24,327	8,801
売上債権の増減額(は増加)	172,408	74,131
たな卸資産の増減額(は増加)	17,921	14,777
仕入債務の増減額(は減少)	9,947	31,333
未払消費税等の増減額(は減少)	23,859	28,058
未払金の増減額(は減少)	80,781	26,281
未払費用の増減額(は減少)	8,353	460
前払費用の増減額(は増加)	18,319	30,962
前受金の増減額(は減少)	15,819	1,592
その他	4,626	68,026
小計	674,073	891,347
利息及び配当金の受取額	1,011	8,548
保険解約返戻金の受取額	-	37,117
利息の支払額	1,500	5,060
法人税等の支払額	248,619	308,203
営業活動によるキャッシュ・フロー	424,965	623,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	43,346	42,220
無形固定資産の取得による支出	136,838	169,090
投資有価証券の取得による支出	479,444	60,000
関係会社株式の取得による支出	60,941	7,787
関係会社株式の売却による収入	-	71,500
敷金及び保証金の差入による支出	54,167	168
敷金及び保証金の回収による収入	55	11,288
貸付けによる支出	71,087	-
貸付金の回収による収入	48,025	17,471
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	63,134	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	734,609	179,006
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	146	877
借入れによる収入	1,100,000	2,100,000
借入金の返済による支出	219,484	1,178,652
ストックオプションの行使による収入	4,458	1,836
配当金の支払額	137,230	144,101
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入	8,000	-
非支配株主からの払込みによる収入	-	1,000
自己株式の取得による支出	894,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	138,402	779,205
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	448,046	1,223,950
現金及び現金同等物の期首残高	1,368,047	920,001
現金及び現金同等物の期末残高	920,001	2,143,951

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

(2) 主要な連結子会社の名称

株式会社パイプドピッツ

ペーパーレススタジオジャパン株式会社

株式会社アズベイス

株式会社パブリカ

株式会社ウェアハート

株式会社カレン

株式会社ゴンドラ

株式会社フレンジィット

株式会社美歴

株式会社ブルームノーツ

第1四半期連結会計期間より、新設分割により設立した株式会社ゴンドラ及び株式会社フレンジィット並びに新たに設立した株式会社美歴を連結の範囲に含めております。

第3四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社ブルームノーツを連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 1社

(2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社MAKE HOUSE

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

MOKI JOINT STOCK COMPANY

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結財務諸表作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社カレンは、決算日を12月31日から2月28日に変更し連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は12ヵ月となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関連会社株式

持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品及び仕掛品

主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては5年間の定額法によっております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計期間において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計期間において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは内部管理上採用している区分により、「情報資産プラットフォーム事業」、「広告事業」、「ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントが保有する情報資産を安全に管理・保管するとともに、積極的な運用と付加価値向上を支援するために、プラットフォーム上にさまざまなWEB・メール機能や他アプリケーション等との連携機能を搭載し、それらの機能を有効に組み合わせあるいは必要な機能をカスタマイズすることで、クライアントニーズに即したアプリケーションを利活用するPaaSとして提供しております。

「広告事業」は、主にクライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等マーケティング支援を目的としたインターネット広告の代理販売、自社で運営するメディア媒体における広告販売、アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト(R)」やリスティング広告の販売などを行っております。

「ソリューション事業」は、主にインターネット広告の制作業務やWebシステムの開発業務の請負、アパレル・ファッションに特化したECサイトの構築及び運営受託、BIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業、デジタルCRM事業、オーダーメイド人材育成代行事業などを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。なお報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	情報資産プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,041,163	222,024	743,282	4,006,471	-	4,006,471
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,041,163	222,024	743,282	4,006,471	-	4,006,471
セグメント利益又は損失()	552,596	53,611	25,377	580,830	-	580,830
セグメント資産	1,204,156	228,359	384,229	1,816,746	1,940,344	3,757,091
その他の項目						
減価償却費	165,485	544	20,375	186,405	-	186,405
持分法適用会社への投資額	-	-	24,607	24,607	-	24,607
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	158,615	320	25,550	184,486	-	184,486

(注)1. セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産1,940,344千円となっております。

2. セグメント利益の合計額は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	情報資産プ ラットフォー ム事業	広告事業	ソリューショ ン事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,386,692	231,693	1,183,835	4,802,220	-	4,802,220
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,386,692	231,693	1,183,835	4,802,220	-	4,802,220
セグメント利益又は損失()	853,230	55,241	62,927	845,545	-	845,545
セグメント資産	1,127,587	282,088	310,133	1,719,808	3,344,703	5,064,512
その他の項目						
減価償却費	174,978	843	16,035	191,857	-	191,857
持分法適用会社への投資額	-	-	19,395	19,395	-	19,395
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	231,019	1,788	6,803	239,601	-	239,601

(注)1.セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産3,344,703千円となっております。

2.セグメント利益の合計額は連結損益計算書の営業利益と一致しております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	情報資産プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	計			
減損損失	6,735	-	28,314	35,049	-	-	35,049

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	情報資産プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	計			
減損損失	66,093	-	6,009	72,102	-	-	72,102

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位:千円)

	情報資産プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	連結財務諸表計上額
当期償却額	52,446	-	15,019	67,465
当期末残高	127,400	-	32,288	159,688

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	情報資産プラットフォーム事業	広告事業	ソリューション事業	連結財務諸表計上額
当期償却額	45,800	-	6,721	52,521
当期末残高	81,600	-	25,566	107,166

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額	240.98円	274.71円
1株当たり当期純利益金額	31.69円	53.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	31.53円	53.09円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	1,833,546	2,089,868
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	6,617	5,429
(うち新株予約権(千円))	(975)	(901)
(うち非支配株主持分(千円))	(5,642)	(4,528)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,826,928	2,084,438
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,581,264	7,587,664

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	247,954	404,313
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	247,954	404,313
期中平均株式数(株)	7,823,749	7,585,839
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	41,261	30,409
(うち新株予約権(株))	(41,261)	(30,409)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象）

1. 連結子会社の増加

平成29年3月1日付けで、下記のとおり連結子会社となる新会社2社を設立いたしました。

（1）新会社設立の目的

<株式会社VOTE FOR>

わが国の公職選挙におけるインターネット投票（以下、ネット投票）の導入については、平成28年の参院選から共通投票所の設置が可能となり、選挙人名簿のオンライン化が大きく前進しました。また、内閣府の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」には、平成32年に「在外邦人が国政選挙にネットで投票可能に！」と明記されており、現実味を帯びつつあります。

株式会社VOTE FORは、政治・選挙情報サイト「政治山(R)」の運営で得たネットワークと、ネット投票に関する研究で蓄えた知見を活かして、公職選挙ならびに住民投票等におけるネット投票の実現を推進するとともに、ブロックチェーンなどの新技術を活かした投票システムの構築や運営支援を通じてネット投票の普及拡大に貢献してまいります。

また、「政治山(R)」サイトにおいては平成28年12月に成立した議員立法「官民データ活用推進基本法」を背景に選挙関連情報のオープンデータ化を推進しつつ、公正性・信頼性の高い政治家情報と選挙情報をストックし議員データベースを構築、ネット投票実現の際にもっとも参照されるサイトとなることを目指します。

<株式会社アイラブ>

現代社会において、量販店や大型ショッピングモールの進出は、地域の在り方に大きな影響を及ぼしてきました。昭和の時代、活気に満ち溢れていた商店街が衰退していく光景は珍しくありません。しかしながら、個店には多様な魅力があり、地域には様々なコミュニケーションが生まれます。一つの経営方針で統制された世界より、様々な個店によって作られた混沌とした世界の方が、多様なコミュニケーションが生まれます。

株式会社アイラブは、地域密着型Webサイト・アプリ「I LOVE 下北沢」の提供や、「下北沢カレフェスティバル(R)」、「ばるばる下北沢」などの実店舗でのフードイベントの運営を通じて得たノウハウを活かし、地域の商店街及び商店スタッフの皆さまと一緒に地域活性化を目指してまいります。ITを活用して、イベント・観光情報の発信から集客・管理までを提供し、誰でもイベントが開催できる環境を作り、いつでも楽しいコトがある街を目指します。店舗の情報を商品レベルまで細分化し発信することで、埋もれている魅力を伝え、コミュニケーションの発生を促します。ブロックチェーンを利用した仮想通貨を活用して、スマートフォンアプリで少額決済を可能にし、投げ銭やチップなど地域における新しい取引を作ります。街を訪れたお客様が、商店スタッフ及び他のお客様とつながる、今までにないコミュニケーションの普及に努め、新しい楽しさを創造し、次世代の街を目指してまいります。

（2）新会社の概要

名称	株式会社VOTE FOR	株式会社アイラブ	
所在地	東京都港区赤坂二丁目9番11号	同左	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 市ノ澤充	代表取締役社長 西山友則	
事業内容	政治関連活動に特化したポータルサイト「政治山(R)」の運営及びソリューション提供に関する事業	地域における店舗等を中心としたソリューションの提供及び各種イベント開催に関する事業	
資本金	15,000千円	同左	
設立年月日	平成29年3月1日	同左	
決算期	2月末	同左	
大株主および持分比率	当社100%	同左	
当事会社間の関係等	資本関係	当社100%子会社です。	同左
	人的関係	当社代表取締役が新会社の取締役に、当社取締役が新会社の監査役に就任しております。	同左
	取引関係	業務委託等の取引関係があります。	同左

2. 株式会社クロスリンクが実施する第三者割当増資の引受け

当社は、平成29年3月31日開催の当社取締役会において、株式会社クロスリンクが実施する第三者割当増資の引受けを決定いたしました。

(1) 第三者割当増資引受けの目的

当社グループは、「中期経営計画2020」において、「リ・イノベーション」をテーマに掲げ、積極的な投資を行いながらサービスの開発と普及拡大に努め、会社業績と株主価値の最大化に努めております。

株式会社クロスリンクは、「元気な人が、人を元気にする」をビジョンに、マッサージ店舗に対して予約顧客管理システムのプラットフォームを提供するほか、ヘルスケア業界に特化したコミュニティサイトや求人サイトの運営を行っており、ITの活用により「人」と「人」とのつながりを活性化し、元気な日本になることへの貢献を目指す会社です。

同社の志向する「ヘルスケア業界におけるマッサージ師と顧客をつなぐソリューション」というビジネスモデルは、当社グループ会社の株式会社美歴が志向する「美容業界における美容師と顧客をつなぐソリューションの提供」というビジネスモデルとよく似ており、同社と当社グループ間の経験、ノウハウ、ナレッジ等の共有により、双方のサービスがより質の良いものへと昇華できると考えております。

また、当社グループ会社の株式会社パイブドビッツでは、顧客情報等の情報資産の蓄積や利活用に長けた情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」を開発、提供しており、同サービスとのシステム連携により付加価値の高い新サービスの開発やシステム技術面の提供が可能となり、協力関係を築くことで同社サービスのさらなる機能追加、改善、ユーザーエクスペリエンスの向上が期待されます。

(2) 株式会社クロスリンクの概要

名称	株式会社クロスリンク
所在地	東京都中央区銀座一丁目14番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 矢野敦子
事業内容	ヘルスケア業界向け経営支援プラットフォーム
資本金	17,500千円
設立年月日	平成22年9月1日

(3) 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	普通株式 0株（議決権の数：0個、議決権所有割合：0.00%）
取得株式数	普通株式 6,500株（議決権の数：6,500個）
取得価額	52,000千円
異動後の所有株式数	普通株式 6,500株（議決権の数：6,500個、議決権所有割合：16.88%）

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第1期)	自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日	平成28年5月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第2期第3四半期)	自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日	平成29年1月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月30日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 德行 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイプドHD株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプドHD株式会社及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成28年3月18日及び平成28年3月25日において、資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パイブドHD株式会社の平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、パイブドHD株式会社が平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

パイプドHD株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 德行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパイプドHD株式会社の平成27年9月1日から平成28年2月29日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイプドHD株式会社の平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年3月18日及び平成28年3月25日において、資金の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 1月16日

パイブドHD株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパイブドHD株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年9月1日から平成28年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パイブドHD株式会社及び連結子会社の平成28年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。